

平成 30 年度
事業計画書

社会福祉法人

太地町社会福祉協議会

【基本方針】

当町も高齢化率が40%を超えるなか、介護を必要とする世帯の状況の変化や、また、空き家が多くなり昔ながらの隣組制度がなりたたなくなると共に、地域や在宅の介護力が薄れてきています。

本会では、地域で起こりうる問題解決のため様々な事業や活動を展開していますが専門職の不足から限界がきています。今年度は、見守り活動や安否確認・服薬確認等のシステム化を図り人材不足の解消につなげる予定です。

また、柵の改修を行い介護予防事業・生きがいづくり事業や福祉を目的とした事業の幅広い活用ができるように取り組んでいく予定です。しかし、行政や社会福祉協議会だけでは対応しきれないことから福祉を目的とする団体や事業所の協力を得て事業を展開していく予定です。

【重点目標】

1. 地域福祉事業「生きがい活動通所支援事業（太地町の総合事業）・ふれあいネット事業・インフォーマル事業・ふれあいサロン事業等」の充実
2. 介護保険事業「訪問看護・通所介護・訪問介護・居宅介護支援」の充実
3. 介護予防事業の充実
4. 多目的センターの活性化

【実施計画】

1. 運営

1. 会議の開催

- (1) 理事会の開催（5月・3月・その他、必要な都度）
- (2) 評議員会の開催（5月・3月・その他、必要な都度）
- (3) その他、各事業・活動ごとの会議の開催

2. 県郡他市町村との連携活動

- (1) 防災関係等県郡市町村主管事業への参加及び協力・支援〈広域事業〉
- (2) その他、各事業との連携

3. 役職員の研修

- (1) 役職員の研修
- (2) その他、各事業ごとの研修

4. 会員会費「福祉協力費」の募集（8月）

- (1) 区長会の協力を得て、一般会費の募集を行う。
- (2) 各種団体、事業所の協力を得て、団体・特別会費の募集を行う。

2. 事業・活動

1. 介護保険事業

- (1) 居宅介護支援事業の実施（ケアプランの作成）

- (2) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
- (3) 通所介護事業の実施（デイサービス）
- (4) 訪問看護事業の実施

2. 介護予防事業

- (1) シニアエクササイズ事業の実施（毎週金曜日）＜太地町よりの委託＞
 - ※レクリエーション（5月・10月）
 - ※体力測定（7月）
- (2) 生きがい活動通所支援事業「ふれあいデイサービス」の実施（毎週火・木曜日）
 - ※幼稚園ふれあいの日（毎月1回、4月・8月は除く。）
 - ※レクリエーション（5月・8月・10月・12月・2月）
 - ※運動機能の向上をはかる為、理学療法士を取り入れる。
 - ※介護予防
- (3) 太地町包括支援センターへの人材派遣（ケアマネジャー・社会福祉士・理学療法士）

3. 障害者総合支援事業の実施（児童・知的・精神・身体障害者）

- (1) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）

4. 地域生活支援事業（移動支援事業）

- (1) 障害者等の外出支援の実施（ホームヘルパー）

5. 在宅福祉事業

- (1) 給食サービス事業の実施（毎月第2・第4水曜日 配食型）
 - ※ボランティアの皆様が買い出し・調理・配達を行う。
- (2) 高齢者日常生活管理指導員派遣事業の実施
 - ※自立ではあるが何らかの支援が必要な方に対してホームヘルプサービスや安否確認、服薬確認をおこなう。＜太地町よりの委託＞
- (3) 移送サービスの実施
 - ※普通自動車で移送が困難な方に対して、入退院や転院時の移送を行う。
- (4) 洗濯サービス事業の実施
 - ※町内にサポートできる家族がいない方で、洗濯等ができない方を対象に洗濯・乾燥を行う。
- (5) 鍵預かりサービス事業の実施
 - ※介護サービスが必要で町内にサポートできる家族や親戚等がいない方に対して家の鍵を預かる。
- (6) 福祉機器（ベッド・車いす・歩行器等）及び福祉車両の貸出

6. 地域福祉事業

- (1) 住民参加型ふれあいサロン「いっぷく亭」の開催（毎週水曜日）
 - ※毎週水曜日、町内4か所の集会所を利用し順番に開催
 - ※ミニ講座やワークショップ等を開催
 - ※子供たちを対象とした日を設定し開催
 - ※集会所以外でも開催
- (2) 相談の受付（月～金 但し、祝日・12月29日～1月3日を除く。）
- (3) 見守り活動「ふれあいネット」の実施

※町内の事業者や団体が日頃の業務や活動を通じて気づきや感じたことを連絡してもらい対応していく。

※推進協議会の開催

- (4) 障害者社会参加支援事業の実施（喫茶コーナーの開設及びふれあいコンサートや絵画展等を行う。）
- (5) 暮らし応援団養成講座の開催
※住民を対象にこれからの町づくりのためのキーパーソンを養成する。
- (6) 財産保全管理サービス事業の実施
※既存の制度（福祉サービス利用援助事業等）に結びつきにくい方の金銭管理を行う。
- (7) インフォーマルサービス事業「シルバー人材センターへの移行予定」
※住民どうしのお互いの助け合いを目的に、利用会員と提供会員に分かれての活動を行う。

7. ボランティア活動の推進・育成事業

- (1) ボランティアの受付、登録
- (2) ボランティア活動推進会議の開催
※共同募金街頭募金部会（9月）
※イベント部会（1月 仮称：防災フェア）
※総会（3月） ※視察研修（6月・10月）
- (3) ボランティア活動の場の提供、斡旋

8. 広報啓発活動

- (1) 広報「福祉だより」の発行（年6回）
- (2) 各事業の啓発（ポスター、のぼり、回覧）
- (3) 福祉フェアの開催（1月）
- (4) 社会福祉大会の開催（10月）

9. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 効果的利用の推進

10. 福祉サービス利用援助事業

- (1) 効果的利用の推進
※福祉サービス（介護保険や福祉サービス事業等）を利用する際のお手伝いや利用料の支払い等の日常的な金銭管理を行う。

11. 成年後見人制度（法人後見）

- (1) 被後見人の生活・療養看護及び財産管理を行う。

12. 共同募金事業（10月～12月）

- (1) 区長会の協力を得て、戸別募金を実施する。
- (2) ボランティアの協力を得て、街頭募金を実施する。
- (3) 各種団体・事業所の協力を得て、職域募金を実施する。
- (4) チャリティーコンサートを開催する。
- (5) ボランティア団体への活動費助成

13. 愛の日の募金（11月）

- （1）区長会の協力を得て、「愛の善意箱募金」を実施する。

14. 多目的センター運営、管理（指定管理）

- （1）健康・福祉・コミュニティーの拠点として有効利用の促進に努め、活性化を図る。

- （2）トレーニングスクールの開催（月2回：運動教室、歩行プール教室）

15. 福祉教育・教室等

- （1）福祉教育の受け入れ

16. 仮称：地域福祉センター「榎」の取り組み

※空調・照明・スプリンクラー・ボイラーの改修工事（太地町）

※改修後の活用検討及び計画

17. 団体事務局業務

- （1）太地町熟年会（老人クラブ連合会） （2）太地町身体障害者連盟
（3）太地町障害児者父母の会 （4）太地町民生児童委員協議会